

遺産分割協議書

被相続人田中一郎（平成 20 年 5 月 3 日死亡）の遺産につき、相続人全員が分割協議を行った結果、各相続人は以下のとおり遺産を分割取得することに合意した。

1 . 相続人田中二郎が取得する財産

- 1) 千葉県船橋市 町 1 丁目 2 番
宅地 111.222 平方メートル
- 2) 同所同番地 家屋番号 3 番
鉄筋鉄骨コンクリート造 2 階建て居宅 1 棟
床面積 1 階 88.88 平方メートル 2 階 77.77 平方メートル
- 3) 家財一式
- 4) 預金 銀行 支店 普通預金 口座番号 78944561

2 . 相続人田中三郎が取得する財産

- 1) 預金 × × 銀行 × × 支店 定期預金 口座番号 4561237
- 2) 有価証券 証券 支店取扱 商事株式会社株式 500 株

3 . 相続人田中四郎が取得する財産

金銭 20,000,000 円

4 . 相続人田中二郎が承継する債務

銀行 支店借入金 1,000,000 円

5 . 相続人田中二郎は、上記 1 に掲げる財産を取得する代償として、相続人田中四郎に上記 3 に掲げる金銭 20,000,000 円を支払うものとする。

以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため、本書 3 通を作成し、記名押印の上、各自が 1 通ずつ所持する。

平成 20 年 7 月 4 日

千葉県船橋市 町 1 丁目 2 番

相続人 田中二郎

東京都台東区 町 2 丁目 3 番

相続人 田中三郎

神奈川県横浜市 町 3 丁目 4 番

相続人 田中四郎